

特定技能制度における自動車運送分業分野の制度概要

国土交通省 特定技能制度（自動車運送業分野）の概要資料より作成

- 担い手不足への対応が喫緊の課題となっている自動車運送業分野（バス、タクシー及びトラック運転手）が、特定技能制度の対象分野へ追加された

	バス	タクシー	トラック
受入れ見込数	2. 4 5 万人 （バス、タクシー及びトラック運転手での合計）		
主な業務内容	①運行業務 ②接客業務	①運行業務 ②接客業務	①運行業務 ②荷役業務
技能水準	①第二種運転免許（※1） ②特定技能評価試験（バス）	①第二種運転免許（※1） ②特定技能評価試験（タクシー）	①第一種運転免許（※1） ②特定技能評価試験
※1 日本国内で運転免許を取得するための手続等に要する期間については、在留資格「特定活動」（バス運転手及びタクシー運転手については1年・更新不可、トラック運転手については6ヶ月・更新不可）で在留を認める。			
日本語能力	日本語能力試験N3	日本語能力試験N3	日本語能力試験N4 もしくは 日本語基礎テスト 合格
受入れ事業者の要件	「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等	「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等	「働きやすい職場認証制度」 または 「Gマーク制度」の認証取得 等